

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：亜細亜経済協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 須本 明
- (3) 所在地：広島県江田島市能美町中町 4979 番地 1

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 12 月 16 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

技能実習を行わせようとする者に不正に技能実習計画の認定を受けさせる目的で、虚偽の技能実習計画認定申請書を外国人技能実習機構に提出したこと、傘下の実習実施者に対し、適切な技能実習計画の作成指導を行っていないこと、及び出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、虚偽の監査報告書を同機構に提出したことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 39 条第 3 項））及び第 4 号（技能実習法第 39 条第 3 項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合システム・サンライズ
- (2) 代表者職氏名：代表理事 林 吉成
- (3) 所在地：石川県金沢市新保本5丁目31番地

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号の規定に基づき、令和4年12月16日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、及び出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、虚偽の監査報告書等を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第37条第1項第1号（技能実習法第25条第1項第2号（技能実習法第39条第3項））に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：天山国際交流協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 金城 峰
- (3) 所在地：広島県福山市霞町一丁目 2 - 33 番 1 F

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 12 月 16 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、及び技能実習法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：岡村 龍夫
- (2) 代表者氏名：岡村 龍夫
- (3) 所在地：広島県江田島市江田島町宮ノ原三丁目 4 番 15 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和 2 年 12 月 18 日 認定 「認2009010804」「認2009010805」「認2009010806」
令和 3 年 3 月 17 日 認定 「認2009017278」「認2009017279」
同年 7 月 9 日 認定 「認2009017992」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 4 年 12 月 16 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能等の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていないと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社ユウコー繊維
- (2) 代表者職氏名：取締役 中村 光宏
- (3) 所在地：福井県吉田郡永平寺町松岡小畑第 15 号 15 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

平成31年 3 月 1 日「認1807012917」「認1807012918」「認1807012919」
令和 2 年 4 月 6 日「認1907013877」「認1907013878」「認1907013879」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 12 月 16 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、並びに外国人技能実習機構に対し、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の文書を提出及び同機構職員に対し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。